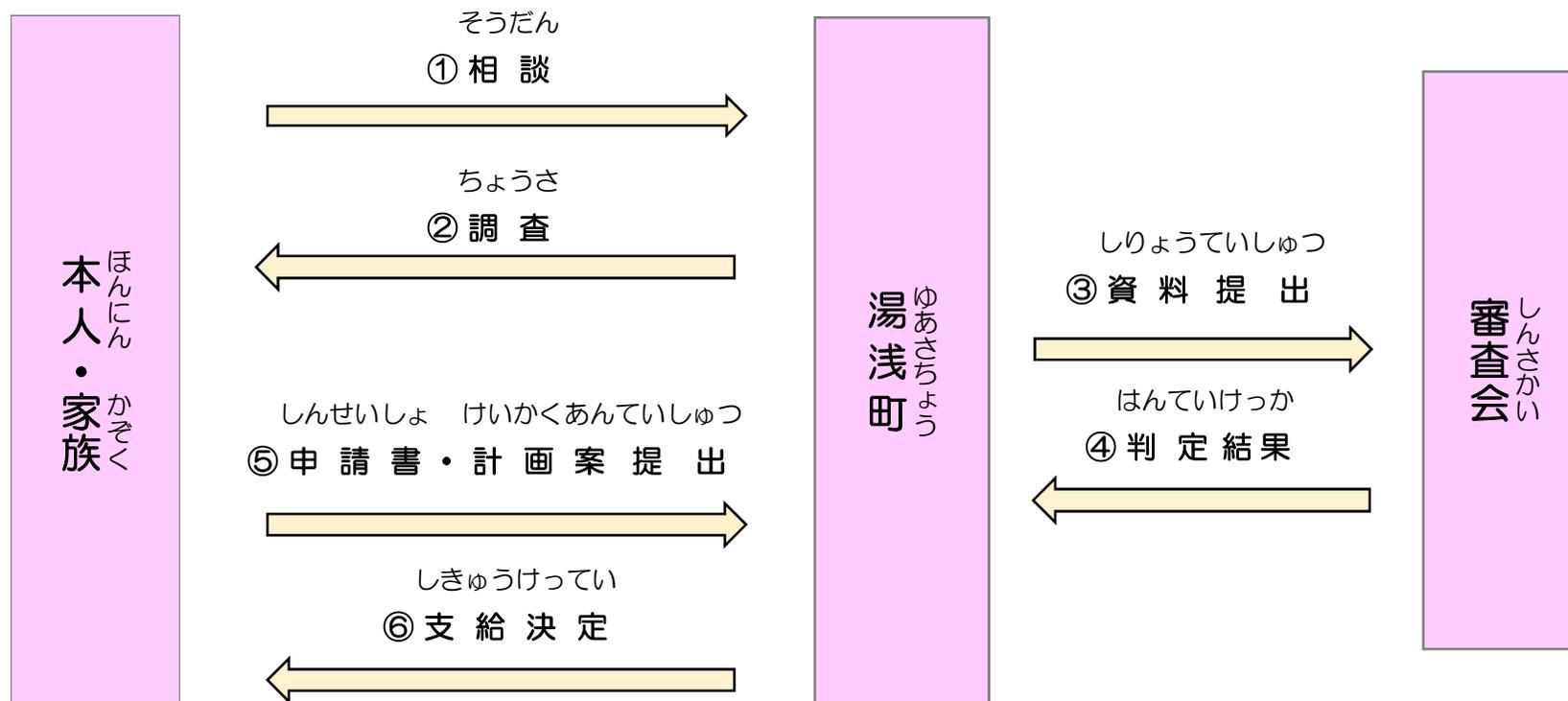


サービス利用までの流れ

湯浅町 福祉課



① 福祉課福祉係へサービス利用について相談 ※相談支援専門員を決める【サービス等利用計画が必要な場合】

② 調査員（町職員）が認定調査を実施 ※障がい福祉サービスの一部のみ

③ 調査票や医師意見書を審査会へ提出 ※障がい福祉サービスの一部のみ

④ 判定結果の通知 ※障がい福祉サービスの一部のみ

⑤ 利用申請書及びサービス等利用計画案、居宅サービス計画書案またはセルフプラン案を町へ提出

⑥ 支給決定（決定通知書と受給者証を交付）